

空乗第2105号 平成12年7月28日  
 国空乗第560号 平成20年2月25日一部改正  
 国空航第848号 平成24年3月30日一部改正

国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空  
 業務等の技能に係る資格証書を有する者に対する取扱い

1. 試験の免除の取扱い

国際民間航空条約の締約国たる外国の政府の授与した航空業務等の技能に係る資格証書（以下、「外国証書」という。）を有する者については、航空法第29条第4項及び航空法第34条並びに航空法施行規則第50条及び航空法施行規則第170条の5の規定に基づき、申請により、次の試験を行う。

申請の資格等	実施する試験
定期運送用操縦士	日本語または英語による国内航空法規及び実地試験の一部
准定期運送用操縦士	同 上
事業用操縦士	同 上
自家用操縦士	日本語または英語による国内航空法規（型式限定を必要となるものに限り、実地試験の一部）
一等航空士 二等航空士	日本語または英語による国内航空法規及び実地試験の一部
航空機関士	同 上
一等航空整備士 二等航空整備士 一等航空運航整備士 二等航空運航整備士	同 上
航空工場整備士	同 上
技能証明の限定変更	型式限定を必要とするものに限り、実地試験の一部 多発等級限定の場合であって、国土交通大臣のおこなった計器飛行証明を有しており、外国証書の計器飛行証明に制限が付されている場合には実地試験の一部（2.（2）参照）
計器飛行証明	日本語または英語による計器飛行一般及び実地試験の一部
運航管理者	日本語または英語による国内航空法規及び実地試験の一部
操縦教育証明	日本語または英語による操縦教育一般及び実地試験の一部

## 備 考

- (1) 試験の免除の取扱いができる外国政府の資格証書は、申請に関わる資格の業務範囲の全ての行為（限定を含む。）について有効と認められたものに限る。
- (2) 申請時においてテンポラリーの資格証書（Temporary Certificate）しか有しない者については、その写しが提出されれば試験の免除の取扱いを行うが、パーマネントの資格証書（Permanent Certificate）の写しが提出されるまでは技能証明書の交付は行わない。
- (3) 有効期限を満了している資格証書は有効と認めない。ただし、有効期限を満了している者であっても、当該資格証書には技能証明の他に我が国の航空身体検査に相当する証明が含まれており、かつ、当該有効期限の設定されている理由が航空身体検査に係るものであることが明らかなものについてはこの限りではない。
- (4) 操縦教育証明については、国土交通大臣がおこなった技能証明を有する者に限る。
- (5) 航空英語能力証明については、学科試験及び実地試験を免除する。ただし、我が国の航空英語能力証明に係る評価基準と同等以上の基準によって判定を行う国であると認められない国が発給した資格証書に基づく場合はこの限りではない。
- (6) 新型式機の導入の際等の外国人教官については、航空法第35条第1項第3号による監督者指定を行い、原則として技能証明等の切替えは行わない。
- (7) 複数の限定付きの外国政府の資格証書を有する者が、複数の限定付きの技能証明の取得を希望するときは、技能証明申請及び限定変更申請として処理するものとする。
- (8) 特別な事情により、上記の取扱いをすることが適当でないと判断されるものについては、別途本省において検討するものとする。

## 2. 計器飛行証明の取扱い

- (1) 計器飛行証明の切替えにあつては、当該申請者が有する外国政府の授与した技能証明と我が国の技能証明について航空機の種類に係る限定が同じであるものに限る。
- (2) 外国証書の飛行機に係る単発、多発等級限定及び計器飛行証明を有する者にあつて、当該計器飛行証明が単発に限定されている場合、多発等級限定変更を行う場合には、「計器飛行方式」による実地試験を行う。

## 3. 条件が付されている外国の資格証明書の取扱い

外国政府の資格証書に条件が付されているものは、個別にその取扱いを検討するものとするが、F A Aの技能証明書に通常よく付されている条件については、次のように取り扱う。

F A A の技能証明書に付されている条件	我が国の技能証明に切替える際の取扱い
NIGHT FLYING PROHIBITED (自家用操縦士)	同乗飛行による夜間飛行が必要 理由：「10回以上の離着陸を含む3時間以上の夜間飛行」の経歴要件を満たしていない者に付される条件である。我が国の場合は、「離陸、着陸及び航法を含む夜間飛行」の経歴要件を満たす必要がある。
NOT VALID FOR AGRICULTURAL AIRCRAFT OPERATION (自家用操縦士)	何の措置も必要なし 理由：日本と米国の自家用操縦士の業務範囲の相違から付される条件である。日本の自家用操縦士の業務範囲には農業航空は含まれていない。
NOT VALID FOR FLIGHT REQUIRING THE USE OF ENGLISH	航法を主体とした実地試験の一部を実施する。 英語の読み書き及び会話ができない場合に付される条件であるので、航空交通管制官との通信連絡能力を確認する必要がある。
NOT VALID FOR THE CARRIAGE OF PERSONS OR PROPERTY FOR COMPENSATION OR HIRE OR FOR AGRICULTURAL OPERATION (事業用操縦士)	何の措置も必要なし 理由：外国の技能証明書に基づいてF A Aの事業用操縦士の技能証明書を発行する際に、米国内において有償の飛行ができないように付した条件にすぎない。
AERO TOW ONLY GROUND TOW ONLY (滑空機関係)	何の措置も必要なし 理由：我が国の場合は、滑空機の曳航の方法は、どのようなものでもよいことになっている。

備考：上記の条件とは別に、RESTRICTED USE という文字が記載されているが、これは何らかの条件が付された場合、それをさらに強調するために付されたもので特に意味はない。

#### 4. 申請に必要な書類の取扱い

申請者が外国人であるときは、申請に必要な書類の一部は、次のように取扱うものとする。

- (1) 「戸籍抄本または住民票の写し」については、出生証明書 (Birthday certificate)、外国人登録証明書または旅券の写しを持ってこれに代えることができる。
- (2) 航空経歴書は、別紙の様式による。

附 則

- 1 この通達は、平成12年9月1日から施行する。
- 2 「外国政府の授与した航空業務等の技能に係わる資格証書を有するものに対する取扱い」の廃止  
「外国政府の授与した航空業務等の技能に係わる資格証書を有するものに対する取扱い」（平成6年11月16日付け 空乗第2127号）は、本通達の施行日をもって廃止する。

附 則

この通達は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この通達は、平成24年 4月 1日から施行する。